**平成２３年（フ）第５０号**
福島県喜多方市関柴町平林字五厘739番地47、前住所福島県郡山市片平町字新蟻塚71番地の３
債務者　伊藤　友広（旧姓平野）
１　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２３年（フ）第１６９号**
群馬県安中市原市１丁目７番15号　市営原市団地15―10棟108号
債務者　黛　　良太
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第１７１号**
群馬県高崎市吉井町塩川69　下北原町営住宅Ａ１―203、住民票上の住所群馬県高崎市吉井町吉井川772番地３　ウッドランド104
債務者　大河原　拓
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第１８３号**
群馬県高崎市城山町１丁目３番地１　県住Ａ棟1405号
債務者　狩野真寿美
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２２年（フ）第１４２４号**
埼玉県川口市飯塚２丁目８番16―802号　チェスターハウス川口
債務者　薙野　博之
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第８０５号**
埼玉県川口市戸塚東３丁目40番33―102号　メゾン・ド・陣屋
債務者　森山　　豊
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第８０６号**
埼玉県川口市戸塚東３丁目40番33―102号　メゾン・ド・陣屋
債務者　森山れい子
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第８３５号**
埼玉県川口市戸塚５丁目４番32号　グリーンテラス203号
債務者　土屋　博子
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２３２号**
埼玉県ふじみ野市大原１丁目５番23号　宮崎ハイツ102、破産申立時の住所埼玉県ふじみ野市清見１丁目８番地７
債務者　山田　憲之
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第２９０号**
埼玉県狭山市笹井１丁目11番４―504号
債務者　若林　優子
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第３２３号**
埼玉県坂戸市南町12番６号
債務者　利根川雅和
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第３２７号**
埼玉県川越市新宿町６丁目23番地57　ライオンズマンション川越第３―209号室
債務者　加茂　秀明
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第３４６号**
埼玉県富士見市大字下南畑3681番地６　ＭＫハイツⅠ―101
債務者　満島　伸一
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第３６８号**
埼玉県入間郡毛呂山町大字苦林385番地８
債務者　白岩　陽子
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第３７３号**
埼玉県所沢市日吉町22番８号
債務者　中島　静子
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第１６４号**
埼玉県行田市大字持田2722番地17
債務者　布施　隆司
１　決定年月日時　平成23年６月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第２３１号**
埼玉県熊谷市別府２丁目38番地
債務者　相馬　勝利
１　決定年月日時　平成23年６月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部